

標題 : 【取り組み要請】ノーモア・ミナマタ第2次訴訟
「すべての水俣病被害者を一刻も早く救済することを求める署名」について
発信番号 : 自治労発2025第0106号
発信日付 : 2025年1月29日
宛先(団体) :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者(団体) : 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

連日のご奮闘に敬意を表します。

さて、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟は、2023年9月に大阪地裁が原告128人全員を水俣病と認めたことに続き、2024年3月には熊本地裁が、翌4月には新潟地裁が相次いで判決を下しました。その結果、この3つの判決の対象となった317人のうち、179人の原告が水俣病と認められました。

これら3地裁の判決によって、これまで国や県が主張していた「公害健康被害補償法の丁寧な運用」では救済されない被害者が多数いることや、水俣病被害者特措法による救済が2年余で締め切られなければ救済された被害者が数多く存在していることが明らかになりました。

原告の平均年齢は75歳を超え、被害者の「生きているうちに解決を」は切実な叫びになっています。行政が水俣病でないと棄却した被害者を水俣病と認める判決は、これまで20余りも出されており、これ以上時間をかけて裁判を長引かせることは人道的にも許されません。

こうした状況を踏まえ、ノーモア・ミナマタ被害者・弁護団全国連絡会議は、標記署名に取り組むことになりました。上記裁判闘争が進む2020年に実施された各地裁宛の全国署名には、自治労も全国で取り組みを展開してきました。

各県本部におかれましては、さまざまな取り組みでお忙しいこととは存じますが、ご協力方よろしく願いいたします。

記

- 署名
ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 すべての水俣病被害者を一刻も早く救済することを求める署名
- 取り組み
(1) 署名用紙 添付の配布部数を本部で印刷して、1月29日に各県本部あてに発送しています。
不足分は、添付の署名用紙（Wordファイル）を各組織で増し刷りして対応願います。
(2) 集約日 2025年3月28日（金）必着
(3) 留意事項
① 地域の平和センター組織から既に協力要請がされている場合は、地域組織の協力要請を優先して下さい。
本部の経過報告に掲載しますので、その際は集約数のみ報告ください。
② 署名は本人の了解を得ていれば代筆可能で、年齢、国籍の制限はありません。印鑑も不要です。
③ 目標数は、特に設定しませんが最大限のご協力をお願いします。
(4) 送付先 〒102-8464
東京都千代田区六番町1 自治労会館5階
自治労総合政治政策局 連帯活動担当 宛て
- 集約
(1) 各県本部で集約し、上記に送付願います
(2) 添付の「集約報告用紙」に必要事項を記入の上、連帯活動担当まで送付ください。
- 問い合わせ
自治労総合政治政策局 03-3263-0274
担当：小林連帯活動局長、橋本

添付ファイル :
2025ミナマタ署名用紙（自治労版・両面）.docx
各県本部署名用紙配布表.xlsx